

岩手県告示第270号

岩手県県民生活安定緊急対策本部設置要綱（昭和48年岩手県告示第1723号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部員は、企画理事、政策企画部長、総務部長、ふるさと振興部長、文化スポーツ部長、環境生活部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長及び会計管理者をもって充てる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第6 [略]</p> <p>2 幹事は、秘書課総括課長、総務室長、ふるさと振興企画室長、文化スポーツ企画室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、県土整備企画室長及び出納局総務課総括課長をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部員は、企画理事、政策企画部長、総務部長、<u>復興防災部長</u>、ふるさと振興部長、文化スポーツ部長、環境生活部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長及び会計管理者をもって充てる。</p> <p>(幹事)</p> <p>第6 [略]</p> <p>2 幹事は、秘書課総括課長、総務室長、<u>復興危機管理室長</u>、ふるさと振興企画室長、文化スポーツ企画室長、環境生活企画室長、保健福祉企画室長、商工企画室長、農林水産企画室長、県土整備企画室長及び出納局総務課総括課長をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	